

「法律家のための税法」を読むための 税法の基礎知識

東京弁護士会税務特別委員会では、「法律家のための税法」（通称「赤本」）を刊行し、その版を重ね、現在では[民法編]と[会社法編]の分冊となっている。同書籍は、弁護士に求められる税法ないし税務の知識を、民法や会社法の条文に沿って整理しているものであるところ、かかる書籍の体裁から、必ずしも税法自体の基礎知識について十分な記述がなされている訳ではない。

本特集では、「法律家のための税法」を読むにあたり役立つと思われる税法の基礎知識について、実務上特に重要な所得税、法人税及び相続・贈与税を中心に解説する*。
(税務特別委員会)

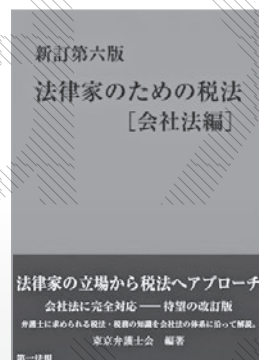
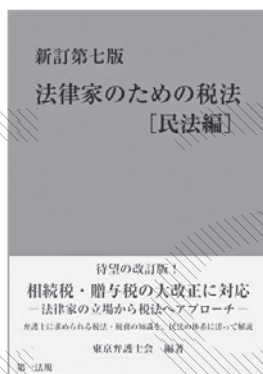
CONTENTS

総論：所得税、法人税、相続・贈与税の体系と基本的な考え方

各論1：所得税の基礎知識

各論2：法人税の基礎知識

各論3：相続税・贈与税の基礎知識



*ここでは基本的な考え方について理解のし易さに重点をおいて解説するので、細かな規定や例外など捨象している点、及び、さまざまな説明方法があると思われるが、筆者において理解し易いのではないかと考える説明を行うものである点にご留意いただきたい。租税の体系的な理解のためには、金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）の総論部分をお読みいただくことをお勧めする。

1 包括的所得概念と所得税，法人税， 相続・贈与税の課税対象

現行税法では，所得税は個人の所得に対し，法人税は法人の所得に対し課される租税であり，また，相続税は相続等（相続・遺贈・死因贈与等）により取得した財産*1に，贈与税は贈与により取得した財産に課される租税である*2。

このようにこれら各租税の課税対象は異なるのであるが，後述のように所得の範囲を広くとらえると，これら各租税の課税対象が交錯する場面が生じる。そして，この交錯する場面を理解することが現行税法の体系や基本原則の理解に資すると考えられるところ，このような交錯の典型的な場面の一つとして贈与がある。そこで，本稿では贈与に関する課税関係を手掛かりに，所得税，法人税及び相続・贈与税の基本的な考え方や税法的思考方法について見ていきたい。

財物を贈与した場合の課税関係について，「法律家のための税法」では*3，贈与者と受贈者の主体がそれぞれ個人であるか法人であるかにより，概ね【表】のように整理して記述されている。ケースにより課される租税の種類が異なり，また，贈与者に対して課税される場合とされない場合があるなど，難解な印象を受ける。

このような課税関係は，所得の捉え方に由来して

【表】財物を贈与した場合の課税関係

主体	贈与者	受贈者
個人→個人	—	贈与税(相税1条の4)
個人→法人	所得税(譲渡所得) (所税59条1項1号)	法人税(法税22条2項)
法人→個人	法人税(法税22条2項)	所得税(一時所得，給与所得など)(所税34条1項・28条1項など)
法人→法人	法人税(法税22条2項)	法人税(法税22条2項)

いるといえる。すなわち，前述のように，所得税及び法人税は，それぞれ個人及び法人の所得に対して課される租税である。そして，ここでいう所得は広くその者の担税力*4を増加させる経済的利得をすべて含むと解されている。すなわち，個人や法人がどのような形であれ経済的利得を得た場合には，基本的に所得税や法人税の課税の対象になるとされている。このような考え方を包括的所得概念といい，利子，配当，地代，利潤，給与等反復的・継続的に生じる利得に限らず，一時的，偶発的，恩恵的な利得も所得に含まれる。これに対し反復的・継続的な利得のみを所得と考える立場を制限的所得概念という*5。

まず，【表】の受贈者側（表の右側）について考察する。

包括的所得概念の下では，外部から利得を得て純資産が増加すれば，その源泉や形態を問わず*6，また不法な利得であっても課税の対象になるとされる。

*1：我が国の相続税は，正確には，遺産そのものを対象として課税するもの（遺産税）ではなく，人が相続により取得した財産を対象として課税するもの（遺産取得税）である。この遺産取得税という類型は，実質的には所得税の補完税といえる。

*2：現行の税法では，贈与税は相続税の補完と位置づけられており，相続税法の中に規定されている。贈与税法という法律はない。

*3：「新訂第七版 法律家のための税法〔民法編〕」111頁

*4：担税力とは，講学上の概念であり，租税を負担する能力というほどの意味である。

*5：この包括的所得概念あるいは制限的所得概念という考え方は，通常，所得税に関して議論されるが，包括的所得概念の考え方は法人税の所得にも通じるものと考えられる。

*6：例えば，現物給付や債務免除などにより得た利得も所得に含まれる。

さらに、自ら保有する資産の評価が値上り（＝キャピタルゲイン）した場合も担税力を増加させる利得があったとして基本的には課税の対象になる。これがいわゆるキャピタルゲイン課税であるが、これについては後述する。

なお、包括的所得概念の下では何らかの経済的利得を得れば所得を構成するのであるから、例えば、個人が相続あるいは他の個人からの贈与により利得を得た場合でも、本来所得に含まれるので所得税の課税対象とされて然るべきと思われる。しかし、現行法上、相続や個人間の贈与に関しては、相続税法が定める相続税や贈与税の対象とされ、所得があっても相続税や贈与税との二重課税を排除する趣旨から、所得税は明文で非課税とされている（所得税法9条1項16号）*7。

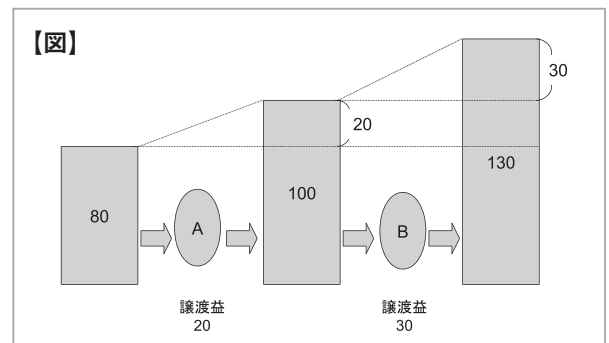
このような理解を前提にして、【表】を改めて見ると、受贈者側については贈与により経済的利得を得ているので何らかの課税の対象になっている。具体的には、受贈者が法人の場合は法人税の対象となる。また、受贈者が個人の場合は、贈与者が個人であれば前述のように所得税ではなく贈与税の対象となり、贈与者が法人であれば逆に所得税の非課税を定める所得税法9条1項16号の適用がないので所得税の対象となる。

2 キャピタルゲイン課税

(1) キャピタルゲイン課税の基本

次に【表】の贈与者側（表の左側）について考察する。

前述のように、包括的所得概念の下では個人や法人が保有する資産の評価に値上りが生じた場合も、理論上その値上り益が所得となり課税の対象になるはずである。しかし、国民が有する資産を捕捉し評価することは現実的に困難であるし、評価の客観性の問題もある。そのため、資産を保有している間はその評価の値上り益という利得は未実現であるとして課税の対象とせず、当該資産が他者に移転した時に当該利得が実現したものとして、値上り益が課税の対象となる*8。



【図】は、徐々に価値が上昇しているある資産をAが80で購入し一定期間保有した後Bに100で売却し、Bがその資産を一定期間保有した後さらに130で売却した経過を示している。Aがその資産を適正な価額（この事例では80）で売買により取得した場合、資産の取得の対価として同価値の金員の支出があるので、贈与により取得する場合と異なり、この時点でAに経済的利得はなく課税の問題は生じない。また、Aがその資産を保有している間は価値の上昇が続いたとしても、前述のようにキャピタルゲイン課税がなされることはなく、Aによる資産の売却時に売却益20（＝売却価額100－取得価額80）が課税の対象となる。

* 7：この所得税法9条1項16号の趣旨については、最判平22.7.6民集64・5・1277参照。

* 8：譲渡所得の本質について、最判昭43.10.31裁判集民92・797参照。

Bについても、Bの購入価額が適正な価額（この事例では100）であれば資産取得時ないし保有時に課税されることはなく、Bによる資産の売却時に売却益30（＝売却価額130－取得価額100）について課税の対象となる。この場合、保有者が個人であれば所得税（譲渡所得）の対象となり、法人であれば法人税の増額要因となる。

このようにキャピタルゲイン課税は、保有資産が保有者の手を離れ他者に移転した時にその値上り益を清算する形でなされるものであるが、基本的にはその移転の仕方は問われない。すなわち移転の方法として、適正な価額で売却する場合はもちろん、時価より低額で売却する場合や、さらには対価を得ずに贈与する場合でも課税の対象となるのが原則である。この原則を前提とすると、仮にAがBに無償で資産を贈与する場合でもAの値上り益20は課税の対象となることになる。贈与者は、対価を得ていないにもかかわらず課税の問題が生じる。

以上を踏まえて【表】を見ると、個人間の贈与の場合を除き、贈与者について、キャピタルゲイン課税として、個人の場合は所得税、法人の場合は法人税の対象となっている。

（2）キャピタルゲイン課税における課税の繰延べ

先の【表】で、個人間の贈与に関しては、贈与者には課税がなされず、譲受人は贈与税の対象となっている。これは、個人間の贈与の場合、贈与時に本来問題となるキャピタルゲイン課税が繰り延べられる制度となっているからである。

先ほどの基本原則を前提とすると、個人間の贈与であっても贈与者の保有財産に値上り益が生じその財産が移転していることには変わりないので、この場合にも贈与者がキャピタルゲイン課税の対象となって

然るべきと言えそうである。さらにこの基本原則を貫徹すると、相続の場合でも、相続により財産が被相続人から相続人に移転しているのであるから、被相続人の保有期間における値上り益を課税の対象とすべきとの考え方もあり得る。しかし、このような考え方に従うと、贈与者は、収入がないのに所得税（譲渡所得）を負担することになる。また相続の場合には、相続時点で被相続人に所得税（譲渡所得）が課され、その租税債務を相続人が相続により承継することになるので、相続人は相続税に加え所得税も負担することになる。税法の基本原則からすると、相続人が相続により相続財産の承継という経済的利得を得た側面と、被相続人が保有していた資産の値上り益に対する課税の清算という側面にそれぞれ課税されるもので、必ずしも二重課税とはいえないのであるが、相続人の過重な税負担感是否めない。そこで、個人間の贈与や相続の際には、その時点でキャピタルゲイン課税はなされないこととされている。

ただし、これらの場合にキャピタルゲイン課税が全く免除されるというのではなく、受贈者や相続人が贈与者や被相続人の取得価額を引き継ぐことにより、将来、受贈者や相続人がその資産を譲渡した際に、併せてキャピタルゲイン課税の対象となることとされている。この関係を【図】で見ると、贈与者あるいは被相続人がAとなり、受贈者あるいは相続人がBとなると考えられるが、Aのもとで生じた値上り益20は、贈与や相続の時（Bへの移転の時）には課税の対象とならないものの、Bから移転する時に、Bのもとで生じた値上り益30と合わせて課税の対象となる。Bは、理論的にはAの下で生じた値上り益についても税負担することになると考えられる。

このように、前保有者の取得価額を引き継ぎ、キャピタルゲイン課税のタイミングを遅らせることを

「簿価引継ぎによる課税の繰延べ」などと表現することがある。この表現は組織再編税制などでしばしば使われる。すなわち、合併や会社分割などの組織再編の場合に法人税法が定める適格要件に該当すると、強制的に簿価が引き継がれ課税が繰り延べられるなどと解説されることが多い。

なお、相続や個人間の贈与でない場合、すなわち、法人と個人との間あるいは法人間の贈与の場合は、取得価額の引継ぎということはなく、受贈者は贈与時の時価で取得したものとされる。これらの場合は、贈与の時点で贈与者においてキャピタルゲイン課税の対象とされ、値上り益に関する必要な清算が終了しているからである。

(3) キャピタルゲイン課税に関する法律の規定

前記(1)及び(2)の課税関係を、法律は以下のように規定している。

前述のように、キャピタルゲイン課税の基本原則からすると、贈与の場合でも財産の移転のタイミングを捉えて、値上り益（＝未実現利益）が実現したものとして課税の対象とするのが原則となる。

法人税では、この原則を法人税法22条2項が定めており、「無償による資産の譲渡又は役務の提供」も収益があったものとして取り扱われている。

これに対し、個人を対象とする所得税では、この原則を所得税法59条が定めているが*9、法人に対する贈与・遺贈や相続における限定承認の場合などに限定して（同条1項1号参照）、「その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす」としている。したがって、相続や個人

間の贈与はこの所得税法59条に該当しないので、相続や贈与の時点ではキャピタルゲイン課税はなされないことになる。

また、課税の繰延べに関しては所得税法60条1項が規定し、個人が贈与、相続（限定承認を除く）、遺贈で資産を取得した場合、その資産を譲渡したときの所得の金額の計算においては、その個人が引き続き所有していたものとみなすとしている。他方、所得税法60条2項では、居住者が同法59条1項1号に掲げる相続又は遺贈（＝キャピタルゲイン課税の対象となる場合）により取得した資産を譲渡した場合の所得の金額の計算については、その者が当該財産を取得した時の価額に相当する金額（＝時価）により取得したものとみなすとされており、簿価引継ぎによる課税の繰延べがない旨定められている。

なお、言うまでもないが、キャピタルゲイン課税はあくまで保有資産が値上がりし、未実現の利益が生じている場合に問題となるものであり、値下がりしている場合は神経質になる必要はないことに注意が必要である。

3 最後に

このように現行税法は、保有財産の評価の値上り益も含め取引行為や一定の事実の発生により経済的利得を得た場合を漏れなく課税の対象とし、これを所得税、法人税、相続・贈与税の各租税が重複しないように網羅していると考えれば、理解しやすいと思われる。

以下、所得税、法人税、相続・贈与税の各租税について、基本的事項を整理して解説する。

*9：所得税法59条1項は、キャピタルゲイン課税がなされる場面を限定した規定となっている。したがって、これに該当しない場合はキャピタルゲイン課税の対象外になると考えられるが、これは本稿で解説したキャピタルゲイン課税の基本原則からすると、原則と例外が逆転した規定と理解することもできそうである。

1 所得の意義

所得税は、その名のとおり、個人の所得に対する租税である。所得税の主な法源は所得税法であるが、租税特別措置法にも所得税についての多くの規定が設けられている。

所得税は、法人税や消費税とともに主要な税源となっており、景気の動向に左右されるものの、平成元年以降は平成18年度（法人税）を除き税源のうちで最も高い割合を占めており、平成26年度は税収の16.8%を占めていた*1。国が所得税を主要な税源としている理由は、それが大きな税収をあげうるものであることに加え、基礎控除等の人的諸控除や累進税率を用いることによって担税力に応じた公平な税負担の配分を可能にする点にある*2。

所得税は個人の所得に対する課税であるから、所得税法にいう所得の意義を理解することは重要である。前掲「総論：所得税，法人税，相続・贈与税の体系と基本的な考え方」（3～4頁）で説明されているとおり、所得税法では、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するとする包括的所得概念が原則として採用されている。

もっとも、人の担税力を増加させる利得であっても、未実現の利得（例えば、土地の価値の増加）については原則として課税対象から除外されている（所得税法36条）。これは、未実現の利得を捕捉し評価することは困難だからである。

2 所得税計算の基本的仕組み

所得税計算の基本的な仕組みは以下のとおりである。なお、所得税計算の基本的仕組みについての【表】を次頁に掲載する。

(1) 10種類の所得区分のいずれに該当するか

まず、所得税法は、所得をその源泉ないし性質に応じて、以下の10種類に分類している。所得税の計算においては、それぞれの収入が、以下の10種類の所得区分（所得税法21条1項1号）のいずれに該当するかを判断し、それぞれの所得区分ごとに所得の金額を計算する。これは、所得はその性質や発生の態様によって担税力が異なるとの前提に立ち、公平負担の観点から各種の所得について担税力の違いに応じた計算方法を定め、それぞれの態様に応じた課税方法を定めるためである*3。

- ①利子所得、②配当所得、③不動産所得、
- ④事業所得、⑤給与所得、⑥退職所得、
- ⑦山林所得、⑧譲渡所得、⑨一時所得、
- ⑩雑所得

上記の所得区分は、勤労性所得（給与・退職所得等）、資産性所得（利子・配当・不動産・山林・譲渡所得等）、資産勤労結合所得（事業所得）の3種類に大別することができる。このうち、資産性所得が最も担税力が大きく、勤労性所得が最も担税力が少ないから、所得税法では、資産所得重課＝勤労所得軽課の考え方を採用している*4。もっとも、各種の租税特別措置により資産所得及び資産勤労結合

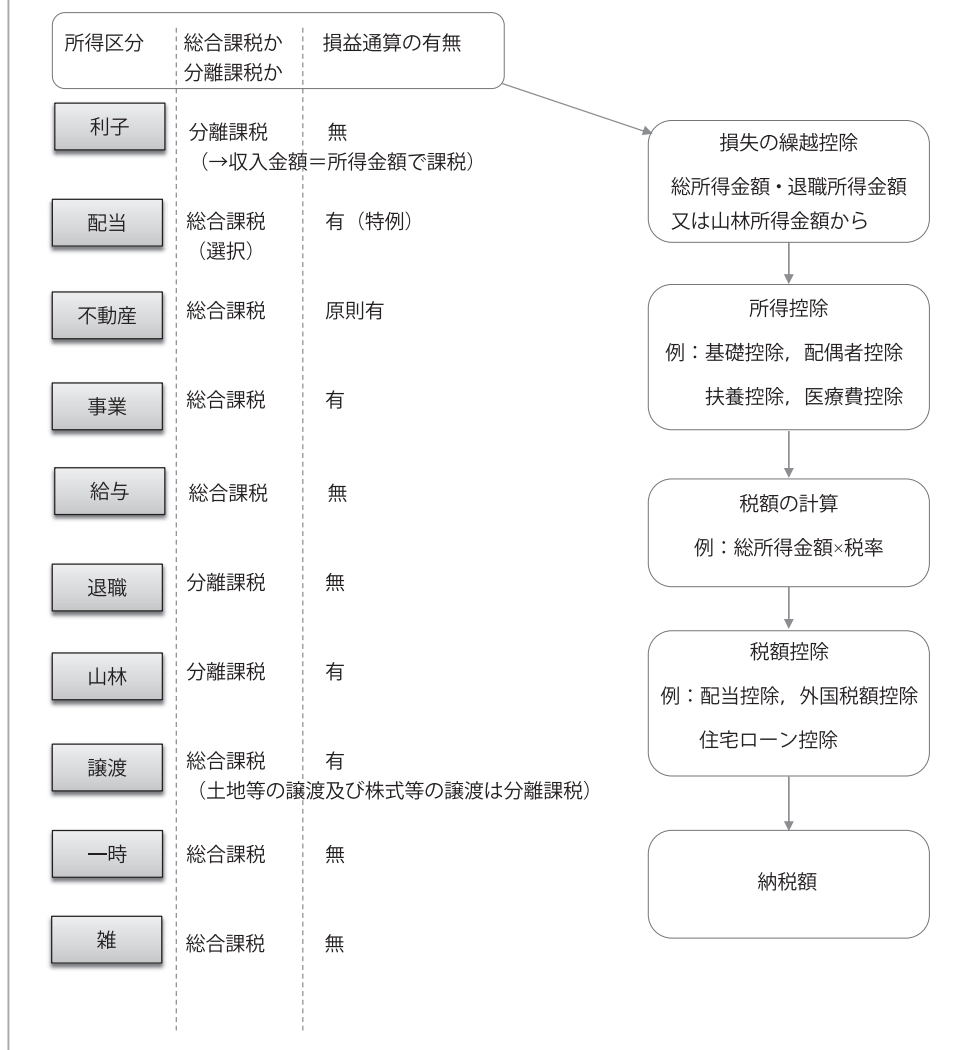
*1：財務省ウェブサイト http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei2507/04.htm

*2：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂，2015）179頁

*3：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂，2015）202～203頁

*4：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂，2015）203頁

【表】 所得税計算の基本的仕組み



弁護士の所得について所得区分を考えると、通常、依頼者との委任契約による弁護士業務による所得は事業所得に該当し、法律事務所又は企業と雇用関係にある勤務弁護士が当該法律事務所又は企業から受ける所得は給与所得に該当する。委任契約であっても、雇用契約に類似して自己の計算と危険によることなく、場所的・時間的拘束を受け、労務又は役務の対価を委任者から受ける場合（更生管財人や調停委員）は給与所得に該当すると考えられる*6。弁護士が顧問先から受ける顧問料は原則として事業所得に該当するが、場所的・時間的拘束を受け継続的に労務を提供する場合には給与所得として扱われる場合がある*7。

所得に対する優遇措置が設けられている*5。

所得税法では、このように10種類の所得区分を定め、各種所得の金額の計算について規定している（所得税法23条以下）。各種所得の金額の計算には、利子所得のように収入金額がそのまま所得金額となる比較的単純なものもあるが（所得税法23条）、事業所得の金額の計算においては、収入金額から必要経費を控除した金額が所得金額となり（所得税法27条）、収入金額及び必要経費の意義についても解釈上の問題が生じるから、所得区分や必要経費に該当するか否かについて、課税当局との間で紛争が生じることもある。

このように所得区分に分類してそれぞれ所得の金額を計算する点は、法人に対する法人税の税額計算との大きな違いである。

(2) 損益通算及び損失の繰越控除

所得税計算においては、次に、各種所得の金額から損益通算及び損失の繰越控除を行い、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額を計算する（所得税

*5：例えば、資産性所得である利子所得は、国税・地方税あわせて20%の源泉分離課税（源泉徴収）で完了となり（総合課税の対象とはならず）、所得税の最高税率が40%であることからすると、高額所得者に有利である（租特3条、3条の3、所得税法181条、182条1号）。

*6：日本弁護士連合会 同税制委員会 編集「五訂版 法律事務所の経理と税務」（新日本法規，2014）33-34頁

*7：日本弁護士連合会 同税制委員会 編集「五訂版 法律事務所の経理と税務」（新日本法規，2014）35-36頁

法21条1項2号)。

損益通算については所得税法69条に定めがある。所得税の計算において各種所得の金額を計算した場合に、ある種の所得について損失（マイナス）が出ることがある。所得税の計算では、すべての所得を総合して課税することを原則としており、ある所得の損失を、他の所得と合算して計算する過程で控除することを認める必要がある。もっとも、所得の性質からその損失を控除するのは適切でないものや、各種所得の中には損失が生じないものもある。そこで、所得税法69条1項では、総所得金額の計算において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、他の各種所得の金額から控除する旨を定めている。

なお、雑所得については、損失が生じてても他の所得との損益通算は認められていない。

損失の繰越控除については所得税法70条及び71条に定めがあり、過去3年間に生じた純損失の金額又は雑損失の金額があるときは、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除することとされている。

損益通算及び損失の繰越控除により計算された総所得金額、退職所得金額、山林所得金額が居住者に対する所得税の課税標準とされている（所得税法22条1項）^{*8}。なお、長期譲渡所得の金額及び一時所得の金額については、損益通算後の金額の2分の1が総所得金額に算入される（同条2項）。これは、長期譲渡所得は長期間にわたって累積してきた所得であるため、累進税率の適用を緩和する必要がある、

一時所得は一時的・偶発的利得であるため担税力が低いことを理由としている。

(3) 所得控除

上記(2)で計算された総所得金額、退職所得金額、山林所得金額から所得控除を行い、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額が計算される（所得税法21条1項3号）。所得控除には様々な種類があり、例えば、基礎控除（同法86条）、配偶者控除（同法83条）、扶養控除（同法84条）、障害者控除（同法79条）、雑損控除（同法72条）、医療費控除（同法73条）、社会保険料控除（同法74条）、寄付金控除（同法78条）が挙げられる。

(4) 税額の計算

（税率表の適用：超過累進税率。所得税法89条）

上記(3)で計算された課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額のそれぞれに所得税法89条に定められている税率を適用して所得税の税額を算出する（所得税法21条1項4号）。課税山林所得金額については、累進税率の適用をさらに緩和するため、その金額の5分の1に相当する金額に税率を適用し、その税額に5を乗じて税額を算出する（同法89条1項）。

(5) 税額控除

上記のとおり算出された税額から、所得税法21条1項5号に定めるとおり、さらに配当控除（同法92条）及び外国税額控除（同法95条）などの所定の税額控除をした残額が、最終的な所得税額となる。

^{*8}：総所得金額は、損益通算の結果残った各種所得の金額のうち、退職所得及び山林所得以外の所得の金額を合算した金額であるから、所得税法上、退職所得及び山林所得は分離課税の対象とされていることになる。その他、租税特別措置法によって、利子所得、特定の配当所得、土地等の譲渡益、有価証券譲渡益などの分離課税制度が採用されてきた。

3 収入金額

所得金額の計算の基準となる収入金額については、所得税法36条1項において、「その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(括弧内省略)とする」と定められている。この規定から、所得税法は、暦年課税の方式が採用されており、また、所得の帰属年度については権利確定主義を採用したものと解されている。権利確定主義のもとでは、例えば、資産を売買契約により譲渡した場合、代金債権が成立したときに(未だ代金を受領していなくても)所得が実現したことになる。

4 必要経費

上記2(1)でふれた事業所得や、不動産所得・山林所得・雑所得については総収入金額から必要経費を控除して所得の金額が計算される。いかなる費用について必要経費として控除することが認められるか否かは、問題となることが少なくない。

例えば、弁護士会の役員がその職務に関連して支出した懇親会費その他の支出は、その事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であるから、その事業所得の一般対応の必要経費に該当するとした裁判例*9がある(但し、懇親会の2次会費などについては必要経費該当性を否定した)。

また、必要経費該当性(及び所得区分)について、近時話題となった判例として、競馬の馬券の払戻金

及びはずれ馬券の購入代金についての最高裁判例*10がある。競馬の馬券の払戻金については一時所得に該当し、はずれ馬券の購入代金を必要経費として控除することは認められないのが原則である。しかし、競馬の馬券を自動的に購入できるシステムを利用してインターネット経由で長期間にわたり反復継続して馬券を購入し払戻金により多額の利益を上げていた事案において、必要経費該当性(雑所得か一時所得か)が争われ、最高裁判所は、当該事案について、払戻金は雑所得に該当するとはずれ馬券の購入代金も必要経費として控除することを認めた。もし、払戻金による利益が一時所得であると認定されると、はずれ馬券の購入代金を必要経費として控除することは認められないこととなる。

5 確定申告(申告所得税)

所得税については、申告期限が設けられており、毎年12月31日までの所得について、翌年3月15日までに申告するのが原則である。もっとも、給与所得・退職所得については、源泉徴収がなされており、原則として確定申告を要しない。なお、弁護士が関わる解雇事案においては、実務的な注意事項として、和解金の金額が源泉徴収後の金額として定めたものなのか、源泉徴収前の金額として定めたものなのか、予め確認することが望ましい。また、相続事案において、被相続人に賃料収入などの所得があった場合には、4カ月以内に準確定申告をする必要がある。

*9：東京高判平成24年9月19日判時2170号20頁

*10：最判平成27年3月10日裁判所時報1623号12頁

各論
2

法人税の基礎知識

税務特別委員会副委員長 柴田 和敏 (60 期)

1 法人税の意義

法人税とは、内国法人*1の事業活動等から生じたすべての所得、又は、外国法人*2の日本国内における事業活動等から生じた所得すなわち国内源泉所得に課せられる税金である（法人税法4条）。内国法人は無制限納税義務者として、外国法人は制限納税義務者として、各々納税義務を負う。

法人税は、国の税収において、所得税、消費税に次ぐ大きな割合を占めている。近年の自民党政権下、デフレ脱却・経済再生を確かなものにしていくため、成長志向に重点をおいた法人税改革が進められ、代替財源を確保しつつ、日本の国際競争力強化の観点から、法人の実効税率の引き下げが段階的に行われている*3。また、景気対策等から、様々な特例の軽減措置が、租税特別措置法などにより設けられている。

法人税は法人の所得に対する租税であるところ、法人の所得についても、いわゆる包括的所得概念が、原則として妥当する。また、法人の所得は、基本的に法人の利益と同義とされる。企業会計において法人の利益は、一定の期間における収益からそれを得るのに必要な費用を控除する損益法で計算される。また、法人の所得は、発生主義により把握されると解される（同法22条4項参照）*4。

以下、株式会社などの内国法人の普通法人を例にとり、解説する。

2 法人税計算の基本的仕組み

法人税計算の基本的仕組みは、つぎのとおりである。

(1) 所得の捉え方

法人税法においては、所得税のように所得をその源泉により区分して把握することをせずに、会社法や「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算」（法人税法22条4項）された企業利益を基にして、これに税法独自の修正を加えて、所得を捉えることとしている。主に課税の公平性の観点からの修正である。

(2) 所得の計算概要

法人の所得の計算期間は、1事業年度である。事業年度は、原則として、法令や株式会社等の定款等によって定められたもので1年以内とされる（同法13条各項）。また、課税所得の範囲は、各事業年度の所得である。事業年度単位の課税となっている。

各事業年度の所得の金額の計算は、つぎの算式による（同法22条各項）。

$$\text{《法人の所得の金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額》}$$

企業会計上の収益・費用ではなく、益金・損金という用語が用いられているのは企業会計と異なる取り扱いが多いためである、と指摘されている*5。

*1：内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう（法人税法2条3号）。株式会社などの普通法人、地方公共団体などの公共法人、日本弁護士連合会や宗教法人などの公益法人等、人格のない社団等、など様々な法人を含む概念である。公共法人は非課税団体である。公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行った場合に限られる。

*2：外国法人とは、内国法人以外の法人をいう（同法同条4号）

*3：「平成27年度税制改正について」財務省ウェブサイト

*4：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）305-306頁、321-322頁

*5：金子宏「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）306頁

益金とは、別段の定めのある場合を除き、取引（無償取引等を含む）にかかる収益であり、「資本等取引」以外のものである。

損金とは、別段の定めのある場合を除き、支出費用等である。収益に係る売上原価、完成工事原価その他これに準ずる原価の額、販売費・一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度末までに債務の確定したもの）の額、損失の額で「資本等取引」以外の取引に係るもの、である。

「資本等取引」とは、増資・減資などの法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引の他、法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しである（同法22条5項）。これらの「資本等取引」を益金と損金の計算に際して除外する趣旨として、法人の利益は、本来、通常取引から生ずるものであり、資本の増減取引等によって生ずるべきものではないと考えられているからとされる*6。

(3) 所得金額等の算出*7

実務上、法人税の算出の基礎となる所得金額は、企業会計の損益（確定決算基準）をもとに、課税の公平性の観点から定められている税法上の加減算（同法22条2項・3項にいう「別段の定め」）を行って計算する。この税法上の調整を、税務調整という。

この税務調整には、(i) 企業会計において経理処理を要する税務調整である「決算調整事項」、(ii) 企業会計における経理処理を要せず法人税の申告書上で調整を行う税務調整である「申告調整事項」、がある。

$$\begin{aligned} &\text{○各事業年度の所得金額（課税標準）又は欠損金額} \\ &= \text{確定決算の当期純利益の額 又は 当期欠損の額} \\ &\quad + \text{加算調整項目 (a. 損金不算入 + b. 益金算入)} \\ &\quad - \text{減算調整項目 (c. 損金算入 + d. 益金不算入)} \end{aligned}$$

加算調整項目をみると、a. 損金不算入とは、損金経理（法人の確定決算において費用や損失として経理処理することをいう。同法2条25号）をして費用としても、税法で損金としないものである。b. 益金算入とは、企業会計上で収益としなくとも、税法で益金とするものである。

他方、減算調整項目では、c. 損金算入とは、費用として損金経理しなくとも、税法で損金とするものである。d. 益金不算入とは、企業会計上で収益としても、税法で益金としないものである。

主な税務調整事項は、次頁の【表1】にあるとおりである。

このうち、法人税額の損金不算入（同法38条）は、必須の「申告調整事項」とされる。これは、企業会計の損益計算上、税引前当期純利益から当期分の法人税等見積額を控除して税引後の当期純利益を計上することから、税法において、当該損金経理した法人税等の額を当期利益に繰り戻すものである。当該税額は、本来、法人の所得に該当するからである。

他方、国税不服審判所における裁決事例（国税通則法の不服申し立て）や訴訟で争われることの多い税務調整項目としては、例えば、役員給与の損金不算入（同法34条）が挙げられる。不相当に高額な役員給与等は、役員給与の名目のもとの事実上の

*6：税務大学校編「法人税法（基礎編）平成27年度版」22頁、国税庁ウェブサイト

*7：税務大学校編「法人税法（基礎編）平成27年度版」23-26頁参照

【表1】主な税務調整事項

税 務 調 整	決算調整	① 減価償却資産の償却費(法人税法31) ② 繰延資産の償却費(同法32) ③ 圧縮記帳の圧縮損(同法42等) ④ 引当金の繰入額(同法52等) ⑤ 準備金の積立額(租税特別措置法55等) ⑥ 長期割賦販売等による経理(法人税法63)
	任意	① 受取配当等の益金不算入(同法23⑦) ② 外国子会社からの受け取る配当等の益金不算入(同法23の2③) ③ 所得税額の控除(同法68③)
	申告調整 必須	① 資産の評価益の益金不算入(同法25) ② 完全支配関係のある他の内国法人から受けた受贈益(同法25の2) ③ 還付金等の益金不算入(同法26) ④ 資産の評価損の損金不算入(同法33) ⑤ 役員給与の損金不算入(同法34) ⑥ 過大な使用人給与の損金不算入(同法36) ⑦ 寄付金の損金不算入(同法37) ⑧ 法人税額の損金不算入(同法38) ⑨ 外国子会社から受ける配当金等に係る外国源泉税等の損金不算入(同法39の2) ⑩ 法人税から控除する所得税額の損金不算入(同法40) ⑪ 不正行為等に係る費用等の損金不算入(同法55) ⑫ 青色申告の繰越欠損金(同法57) ⑬ 減価償却費の償却超過額、引当金の繰入限度超過額、準備金の積立限度超過額等(同法31等) ⑭ 交際費等の損金不算入(租税特別措置法61の4)

出典) 税務大学校編「法人税法(基礎編)平成27年度版」26頁より作成

利益処分とみられることから、課税の公平性の観点から、損金不算入とされる。これも、必須の「申告調整事項」である。

(4) 欠損金繰越控除

法人などにおいて損益変動に波があることから、法人がある事業年度で大きな損失(欠損)を計上した場合、その後の事業年度で利益を計上しても欠損で利益を相殺できる制度である。中小法人が、大法人に比較して過重な税負担となることを避けるために設けられたと指摘される。

法人の事業年度の所得の金額につき、損金の額が益金の額を上回る場合、その超過額を欠損金額という(同法2条19号)。所定の帳簿書類の整備等を条件に青色(あおいろ)申告書を提出できる青色法人

(同法121条1項)については、欠損金額の繰越控除が可能である(同法57条)。これは、青色申告書を提出した事業年度において、前年度以前に生じた欠損金額がある場合、所定の要件を満たせば、欠損金額を当該事業年度の所得金額から控除するものである。

長らく、欠損金繰越控除額には制限がなかったところ、制度の濫用が懸念され、平成23年度税制改正により、普通法人のうち資本金の額等が1億円以下の中小法人等を除き、所得金額の80%相当額に制限され(繰越期間を7年から9年間に延長)、さらに平成27年度税制改正で65%に引き下げられた(平成29年度以後、50%)。制度導入の趣旨から、中小法人等については上限の制限がない(同法57条11項)。

3 法人税額の計算

法人税の納税申告書にしたがい法人税額等が算出される。

(1) 法人税率

法人税は、超過累進税率を採る所得税と異なり、原則、単一税率である（ただし、様々な軽減税率等あり）。

税率は、普通法人の場合、各事業年度の所得の金額に対して、23.9%である（法人税法66条1項）。さらに、中小法人については、所得の金額が年800万円以下の部分に、特例が設けられている（同法同条2項。租税特別措置法42条の3の2等）。

また、ごく少数の株主により支配される特定同族会社につき、特別税率がある（法人税法67条）。利益の内部留保にあたる留保金につき、所定の控除額の超過部分を対象とする（特定同族会社の留保金課税）。

【表2】普通法人の税率概要

適用関係		事業年度	平成27.4.1前 開始事業年度※1	平成27.4.1以後 開始事業年度
中小法人	年800万円以下の部分		15% ※2	15% ※2
	年800万円超の部分		25.5%	23.9%
中小法人以外の法人（いわゆる大法人）			25.5%	23.9%

※1）平成24年4月1日以後、平成27年3月末までに開始した事業年度である。

※2）中小法人の年800万円以下の部分の適用税率は、法人税法で19%とされ、租税特別措置法により平成24年4月1日以後、平成29年3月末までの間に開始する事業年度に限り15%に軽減されている。

(2) 法人実効税率

法人の税負担をみる場合、法人税以外に地方税等を加味した実質的な税負担率である“実効税率”が重要である。政府方針において、国際競争力強化の

観点から、平成27年度を初年度にして以後数年で、実効税率を20%台まで引き下げることを目指す、とされている。

【法人実効税率（財務省試算）】

平成26年度 34.62% ⇒ 平成27年度 32.11%
⇒ 次年度 31.33%

法人税以外に課せられる税は、国税として、地方法人税（法人税額×4.4%）や地方法人特別税、地方税として、法人住民税（都道府県、市町村）や法人事業税、がある。法人事業税や地方法人特別税等は、赤字の大企業にも課税する外形標準課税の仕組みを持つ。復興特別法人税は、平成26年度で廃止された。

(3) 税額控除制度

法人税の場合にも、二重課税の回避や政策的配慮から様々な税額控除の制度がある。法人の受取利子・配当等について源泉徴収された所得税額の控除（同法68条）、外国税額控除（同法69条）、法人の試験研究費等の法人税額控除（租税特別措置法42条の2から11）などである。

4 申告納税

法人税は、原則、各事業年度末から2月以内に、確定した決算をもとに所定の事項（当該事業年度の課税標準である所得の金額、法人税額等）を記載した納税申告書を、納税地の所轄税務署長に対して提出し、法人税額を納付しなければならない申告納税である（法人税法16条、74条、77条）。当該事業年度が欠損の場合でも確定申告書の提出を要する。

会社法上、決算日から3月以内に株主総会において計算書類の承認手続をとればよいところ（会社法124条2項、296条1項、438条2項等）、法人税の確定申告期限は決算日から2月と1月短い。そこで、決算が確定しない等の理由で確定申告期限に間に合わない法人は、申告期限の延長の特例（法人税法75条の2）の申請を行い、確定申告書の提出期限を1月間延長し対応している。後述の連結納税制度の連結親法人の場合は、連結対象子法人等が多数に上る等の理由も認められ、2月間の延長となる（同法81条の24）。

また、事業年度が6月を超える法人は、原則として、中間申告（同法71条）により事業年度の半ばで中間納付を行う。確定申告時に、法人税額から中間納付額を控除した金額を納付する（同法77条、74条1項4号）。

なお、ほとんど全ての法人は、欠損金繰越控除など様々な特典のある青色申告制度（同法121条）を利用している。

5 グループ法人税制・組織再編税制

(1) グループ法人税制

ア 連結納税制度

完全支配関係（直接・間接に100%の持株関係）にある内国法人につき、所定の要件を満たせば、親法人が代表して法人税を納付できる制度である（法人税法4条の2・81条以下、同法施行令14条の6第2項）。

イ 完全支配関係法人税制

近年の企業のグループ化の進展を踏まえて、税制面で一体的取り扱いを行い、租税回避的行動に対処するもので、平成22年度改正で導入された（平成22年10月以後の譲渡等を対象）。具体的には、完全支配関係にある法人間の取引等の損益について、所定の要件を満たせば、課税の繰延べが可能となるものである（同法61条の13）。連結納税制度が任意適用であるのに対して、強制適用の規定である。

(2) 組織再編税制

法人の合併・分割・解散等の法人組織の再編に伴う資産又は負債の移転については、時価による譲渡として移転元法人の所得計算の対象となるのが原則である（同法62条）。ただし、組織再編の妨げとならないように、所定の要件のもとで、課税繰延（繰越欠損金の引継ぎ等）及び非課税措置が講じられている（同法62条の2以下）。

他方、「法人税の負担を不当に減少させる結果」が認められる場合（租税回避行為）、税務署長は、当該組織再編成にかかる行為・計算を否認し、税額等を計算し直すことができる（同法132条の2）。近年、この組織再編成に係る行為計算否認規定の適用の可否が訴訟において争われる事例^{*8}（追徴課税された法人が原告）が増加している。租税回避行為の認定基準の明確性が、租税法律主義（憲法84条）の原則のもとで、争われているのである。

*8：ヤフー事件東京高裁判決 東京高判平成26年11月5日 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/970/084970_hanrei.pdf
ヤフーがソフトバンクの子会社を買収し合併し、同子会社の巨額の繰越欠損金を利用し法人税額を減額した点の税法上の正当性が争点である。

I 相続税

1 相続税とは

相続税とは、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税（国税）のことである。相続税だけでは、生前贈与により遺産をゼロにして相続税を回避することができるため、これを防ぐために贈与税が採用されている。このように相続税と贈与税は密接な関係をもっているため、我が国では、両者はともに相続税法の中で規定されている。

相続税の計算方法は複雑である。その理由は、相続税の課税方式につき、相続により取得した財産に課す方式（遺産取得税）と、遺産全体に課す方式（遺産税）の折衷方式を採用しているからである。折衷方式の目的は、遺産がどう分割されても、相続人間に税負担の不公平が生じないようにすることにある。そのため、いったん各相続人が法定相続分で相続したと仮定して相続税の合計額を計算し（遺産税方式）、その合計額を各相続人が取得した財産の割合に即して割り振る（遺産取得税方式）、というのが計算の基本的な発想となる。

以上を念頭に置いて、相続税の概略を述べてみる。

2 納税義務者

原則として、相続、遺贈又は死因贈与により財産を取得した個人である。相続により財産を取得しなかった場合でも、被相続人から贈与を受け、相続時精算課税制度の適用を受けた個人は納税義務者となる。

る。なお、相続人には連帯納付義務があり（相続税法34条）、他の相続人の相続税の不払いについて責任を負う場合がある。

3 相続税の計算方法

相続税の計算は、まず相続又は遺贈により財産を取得した者ごとに「課税価格」を計算することから始める（相続税法11条）。その結果、相続税総額と各相続人等が納付すべき相続税は、①課税価格とその合計額の計算、②相続税総額の計算、③各人の算出税額の計算、④各人の具体的納付税額の計算、の順序で計算される。以下、それぞれについて概説する。

(1) 課税価格の計算

まず、相続や遺贈によって取得した各人の課税価格の合計額を計算する。各人の課税価格は次のように計算する。

$$\begin{aligned}
 \text{「各人の課税価格」} &= \text{「本来の相続財産」} \\
 &\quad (\text{土地、建物、預貯金、株式など}) \\
 &+ \text{「みなし相続財産」} \\
 &\quad (\text{生命保険金や死亡退職金など}) \\
 &+ \text{「相続開始前3年以内の贈与財産」} \\
 &- \text{「非課税財産」} (\text{墓、仏壇など}) \\
 &- \text{「債務」} (\text{相続開始時に現存する確実な債務})
 \end{aligned}$$

いってみれば、課税価格とは、プラスの財産からマイナスの財産を除いた正味の遺産額のことである。プラスの財産には、土地、建物といった「本来の相続財産」のほか、本来そうではないが課税の公平を図るために、相続税法（3条など）で相続財産とみなされる財産も含まれる。これを「みなし相続財産」と

いい、被相続人が保険料を負担していた死亡保険金や、死亡後3年以内に支給が確定した死亡退職金などが該当する。

課税価格の評価時点については、相続税法では「時価評価」の原則に従い（相続税法22条）、相続が発生したときの時価で評価される（即ち、遺産分割時の時価ではない）。

さらに、その「時価」は評価する人により価値が変わらないように、「財産評価基本通達」により財産ごとに細かいルールが定められている。宅地なら路線価（ただし郊外の宅地などは倍率方式）、建物なら固定資産税評価額、という決まりがある。

他にも細かいルールがあるが、こうして各人の課税価格を決め、その合計額を算出することが第一ステップである。

(2) 相続税の総額の計算

その次に、相続税の総額を計算する。これは次のように、①課税価格の総額から遺産にかかる基礎控除額を引いて「課税遺産総額」を計算する、②課税遺産総額を法定相続分で各相続人が取得したと仮定して各取得金額を計算する、③各取得金額に税率を乗じて各相続人の相続税を計算する、④③の相続税を合計する（相続税法16条）、という順番で行う。

ア 課税遺産総額の計算

課税遺産総額は、次のように計算する。

$$\begin{aligned} \text{「課税遺産総額」} &= \text{「課税価格の総額」} \\ &\quad - \text{「基礎控除額」} \end{aligned}$$

この基礎控除額は、平成25年度の相続税改正により、平成27年1月1日以降に発生した相続につき「3000万円＋（600万円×法定相続人の数）」

に変更された（平成26年12月31日までの基礎控除額は、5000万円＋〔1000万円×法定相続人の数〕）。ここで注意すべきことは、「法定相続人」には相続放棄をした者も含むこと、基礎控除の対象となる養子の数が制限されていることである（被相続人に実子がいる場合は養子1人まで、実子がない場合は2人まで）。

イ 相続税の総額の計算

こうして求められた課税遺産総額を、各相続人が法定相続分で取得したと仮定して「相続人ごとの取得金額」を算出し、これに税率を乗じて「相続人ごとの相続税」を算出し（具体的には下記の速算表を参照）、相続人ごとの相続税を合計して、相続税額の総額を算出する。

$$\begin{aligned} &\text{「法定相続人ごとの算出税額の合計」} \\ &= \text{「相続税の総額」} \end{aligned}$$

【表1】相続税の速算表

改正前			改正後		
区分	税率	控除額	区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
3,000万円以下	15%	50万円	3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円	5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円	2億円以下	40%	1,700万円
			3億円以下	45%	2,700万円
3億円超	50%	4,700万円	6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

(3) 各相続人の相続税の計算

相続税総額をもとに、相続人ごとの納付額を計算する。すなわち、遺産分割など各相続人が現実に取得した相続財産の割合に即して相続税の総額を割り振り、各相続人の相続税を算出する。

$$\text{「各相続人等の相続税額」} = \text{「相続税の総額」} \times (\text{「各相続人の課税価格」} \div \text{「課税価格の合計額」})$$

(4) 納付税額の計算

一番最後に、税額控除の計算をする。暦年課税分の贈与税額控除、配偶者の相続税額の軽減、未成年者控除など各種の税額控除や加算を行い、具体的な納付税額を確定させる。

4 相続税の申告と納税方法

(1) 相続税の申告義務があるか

ア 課税価格の合計額が基礎控除額以下の場合
は申告する必要はない。

相続税の申告は、基礎控除額の金額を超える場合に必要であり、基礎控除額以下の場合には申告も納税も必要ない。

イ ただし相続税の優遇措置を利用して相続税がかからなくなる場合は、たとえ課税価格の合計額が基礎控除額以下であっても、申告書の提出が優遇措置の適用を受ける条件であるから、申告が必要である。優遇措置の代表例は、配偶者の税額控除の特例（相続税法19条の2）や小規模宅地等の特例（租税特別措置法69条の4）である。

(2) 申告の方法

申告の方法は、①相続開始があったことを申告義務者が知った日の翌日から10ヶ月以内に、②被相続人の住所地（相続人の住所地ではない）の所轄税務署に相続税の申告書を提出する。申告書の提出は1部のみで足りるので、相続人全員が共同して申告書

を作成して提出するのが通常であるが、別々に提出しても差し支えない。

法定申告期限内に遺産分割が決まらない場合は、法定相続分の財産に対応して相続税額を計算し、申告と納税を行う（相続税法55条）。この場合、相続税の納期限からさらに3年以内（つまり相続開始後3年10ヶ月以内）に遺産分割協議が成立すれば、配偶者の相続税額軽減措置及び小規模宅地等の課税価格計算の特例を受けることができる（相続税法19条の2第2項、租税特別措置法69条の4第4項）が、その適用要件は申告前に十分確認する必要がある。

(3) 納税の方法

納税の方法は、納期限までに「現金」で「全額」納めることが必要である。納期限は申告期限と同じであるから、結局、申告期限内に全額現金で納めなければならない。

例外として、原則5年以内の「延納」や、税務署の許可を得て「物納」することもできる。しかし延納には利子税がかかり、いずれの制度も適用される要件が厳しい。

II 贈与税

1 贈与税とは

贈与税は、「個人」が「個人」から贈与により財産を取得した場合に、受贈者にかかる税金である。受贈者が「個人」であっても贈与者が「法人」の場合は、受贈者は贈与税ではなく所得税の問題とな

る。また受贈者が「法人」の場合は、贈与者が誰であれ受贈者は法人税の問題となる（詳細は、本特集総論の「1 包括的所得概念と所得税，法人税，相続・贈与税の課税対象」（3頁）参照）。

なお、相続税と同様に、贈与者にも連帯納付義務があることに注意を要する（相続税法34条4項）。

2 贈与税の計算方法

贈与税の計算方法は、相続税に比べれば簡単であり、①課税価格を計算し、②贈与税額を計算する、という2段階で計算される。

(1) 課税価格の計算

課税価格は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産を合計し、非課税財産を控除して算出する（相続税法21条の2、3）。

ここで、贈与を受けた財産とは、相続税の場合と同様に、不動産や現金といった「本来の贈与財産」のほか、本来そうではないが贈与とみなされる財産も対象となる。これを「みなし贈与財産」といい、生命保険金の受取人となったが保険料を負担していなかった場合などがその対象となる。また、非課税財産とは、公益性などの見地から課税対象外とされる財産であり、生活費や教育費、香典などがある。

$$\begin{aligned} \text{「課税価格」} &= \text{「本来の贈与財産」} \\ &+ \text{「みなし贈与財産」} - \text{「非課税財産」} \end{aligned}$$

(2) 贈与税額の計算

次に、贈与税額を計算する。原則として課税価格から110万円（相続税法21条の5、租税特別措置

法70条の2の4）の基礎控除額を引き、これに税率を掛けて計算する。複数の人から贈与を受けた場合、基礎控除額は受贈者を基準として考えるため、贈与者の人数にかかわらず、基礎控除額は受贈者1人につき110万円となる。

なお、贈与税は相続税の補完税という性格のため、相続税に比べて厳しい超過累進税率となっている。平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以降の贈与については、贈与者が誰であるかにより税率が異なる点には注意を要する。

$$\text{「贈与税額」} = (\text{課税価格} - 110 \text{ 万円}) \times \text{税率}$$

【表2】贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	平成26年12月31日まで		平成27年1月1日以降			
	税率	控除額	一般税率		特例税率	
			税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	20%	25万円		
600万円以下	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1000万円以下	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1500万円以下	(1000万円超) 50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3000万円以下			50%	250万円	45%	265万円
4500万円以下			(3000万円超) 55%	400万円	50%	415万円
4500万円超					55%	640万円

※一般税率 特例税率の適用がない場合の税率

※特例税率 直系尊属からの贈与により財産を取得した受贈者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限る）

3 贈与税の申告と納税方法

(1) 贈与税の申告義務があるか

課税価格が基礎控除額以下であれば、申告も納税も必要ない。しかし、配偶者控除の特例や相続時精算課税制度の特例を利用した場合は、相続税の場合と同様に申告の必要がある。

(2) 申告の方法

受贈者は、贈与を受けた年の「翌年2月1日から3月15日までの間」に、自分の住所地（贈与者の住所地ではない）の所轄税務署に申告書を提出する。

(3) 納税の方法

相続税と同様に、申告期限内に「全額」「現金」で納める必要がある。例外的に税務署長の許可を得て5年以内の延納が利用できるが、一定の要件があり、利子税もかかる。

(4) 相続時精算課税制度

この制度は、高齢化社会の進展に伴い、相続による次世代への資産の移転が大幅に遅れており、高齢者の保有する資産を若い世代に早めに移転させて社会を活性化させるために平成15年度の税制改正で設けられた制度である。

この制度を利用すると、①累積2500万円に達す

るまでは贈与税がかからず（贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はない）、②これを超える金額の贈与税率は一律20%であり、本来の厳しい贈与税率に比べて負担が軽くなる。

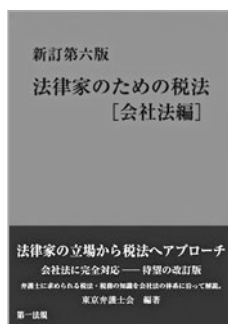
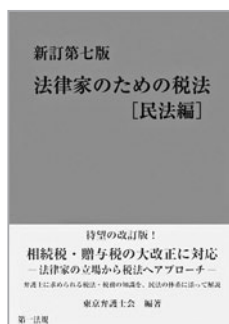
なお、贈与された財産は、被相続人の死亡時に相続財産に加えて（贈与財産を持ち戻して）相続税額を計算する。そして、この加算は「贈与時の」価額で行うので、この制度を利用して贈与した財産の価額が相続発生時まで上昇していれば、相続税額で有利になる場合がある。

このように、相続時精算課税制度を利用すれば贈与税の負担が軽くなるため、相続を待たずに若い世代へ資産移転できる道が開けることになる。

※参考資料

国税庁ウェブサイト <https://www.nta.go.jp/>
 税務大学校編「相続税法（基礎編）平成27年度版」
 金子宏著「租税法（第20版）」（弘文堂、2015）

東弁のほん



発行所：第一法規

編著者：東京弁護士会 税務特別委員会

◆いずれも電子書籍版を配信しています

『新訂第七版 法律家のための税法（民法編）』

定価：本体3,000円＋税（電子書籍版 定価：本体2,100円＋税）
 発行日：2014年9月 A5判・単行本・440頁

- ◆法律家の立場から税法・税務にアプローチ
- ◆平成26年度税制改正までに対応し、相続税・贈与税などの大改正をフォロー
 相続時精算課税制度の適用要件の見直しや、事業承継税制の適用要件の見直しなどに対応
- ◆脚注、事項索引を新設し、より一層内容が充実

『新訂第六版 法律家のための税法（会社法編）』

定価：本体4,500円＋税（電子書籍版 定価：本体3,150円＋税）
 発行日：2011年10月 A5判・単行本・660頁

- ◆会社法の条文体系に基づいて、法人税を中心に税法・税務に関する事項を整理
- ◆「倒産編」等の新たな項目を追加し、企業倒産の場合の税法の取扱方法も解説